十二　地方税法第四百五十六条の軽自動車税の減免、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次条において「平成二十八年改正前地方税法」という。）第四百五十四条の令和元年度分までの軽自動車税の減免又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号。以下この条及び次条において「令和八年地方税法等改正法」という。）附則第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「令和八年改正前地方税法」という。）第四百六十三条の二十三の令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十三～十六　［略］

十七　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税（同法第五条第六項第五号に掲げる国民健康保険税をいう。以下この条において同じ。）の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

十八　地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

十九～二十二　［略］

二十三　令和八年地方税法等改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百六十一条の軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）

二十四　令和八年地方税法等改正法附則第十五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた令和八年改正前地方税法第四百五十八条第六項又は第四百五十九条第二項の軽自動車税の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

［削る］

［削る］

十四　地方税法第四百六十三条の二十三の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。次条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の地方税法第四百五十四条の軽自動車税の減免に関する事務　第四号に掲げる情報（納税義務者に係る情報に限る。）及び納税義務者に係る生活保護実施関係情報

十五～十八　［同上］

十九　地方税法第七百三条の四の国民健康保険税の課税に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

二十　地方税法第七百三条の五第三項の国民健康保険税（同法第七百三条の四第一項の国民健康保険税をいう。次号及び第二十二号において同じ。）の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二十一～二十四　［同上］

［新設］

［新設］

第五十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　地方税法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項又は附則第二十九条の十三の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

七　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　次に掲げる情報

イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報